（法第五条の十七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第一条の十五　法第五条の十七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　二以上の管理者等を置く管理組合にあっては、その一部の管理者等の変更（法第五条の十四の認定（法第五条の十七第一項の変更の認定を含む。）又は法第五条の十六第一項の認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）

三　（略）

四　規約の変更であって、監事の職務及び第一条の十一第四号に掲げる事項の変更を伴わないもの

（管理計画の変更の認定の申請）

第一条の十六　法第五条の十七第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の五による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて、計画作成都道府県知事等に提出するものとする。

（変更の認定の通知）

第一条の十七　法第五条の十七第二項において準用する法第五条の十五の規定による変更の認定の通知は、別記様式第一号の六による通知書に前条の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（指定認定事務支援法人の指定の要件）

第一条の十八　法第五条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一～四　（略）

（法第五条の二十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務）

第一条の十九　法第五条の二十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務は、管理計画が、都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであるか否かについて調査することに関する事務とする。

（認定支援事務の委託の公示等）

第一条の二十　計画作成都道府県等は、法第五条の二十二第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一～三　（略）

2　計画作成都道府県等は、法第五条の二十二第一項の規定による委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一～三　（略）

（指定認定事務支援法人に係る指定の申請）

第一条の二十一　令第一条第一項の規定に基づき法第五条の二十二第一項に規定する指定認定事務支援法人の指定を受けようとする法人は、次に掲げる書類を、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　令第一条第二項各号に該当しないことを誓約する書面（第一条の二十三第二項において「誓約書」という。）

第一条の二十二～第一条の二十四　（略）

第一章の四　マンション管理士（試験の基準）

第一条の二十五　（略）

（法第五条の七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第一条の九　法第五条の七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　二以上の管理者等を置く管理組合にあっては、その一部の管理者等の変更（法第五条の四の認定（法第五条の七第一項の変更の認定を含む。）又は法第五条の六第一項の認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）

三　（略）

四　規約の変更であって、監事の職務及び第一条の五第四号に掲げる事項の変更を伴わないもの

（管理計画の変更の認定の申請）

第一条の十　法第五条の七第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の五による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて、計画作成都道府県知事等に提出するものとする。

（変更の認定の通知）

第一条の十一　法第五条の七第二項において準用する法第五条の五の規定による変更の認定の通知は、別記様式第一号の六による通知書に前条の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（指定認定事務支援法人の指定の要件）

第一条の十二　法第五条の十二第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一～四　（略）

（法第五条の十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務）

第一条の十三　法第五条の十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務は、管理計画が、都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであるか否かについて調査することに関する事務とする。

（認定支援事務の委託の公示等）

第一条の十四　計画作成都道府県等は、法第五条の十二第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一～三　（略）

2　計画作成都道府県等は、法第五条の十二第一項の規定による委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一～三　（略）

（指定認定事務支援法人に係る指定の申請）

第一条の十五　令第一条第一項の規定に基づき法第五条の十二第一項に規定する指定認定事務支援法人の指定を受けようとする法人は、次に掲げる書類を、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　令第一条第二項各号に該当しないことを誓約する書面（第一条の十七第二項において「誓約書」という。）

第一条の十六～第一条の十八　（略）

第一章の三　マンション管理士（試験の基準）

第一条の十九　（略）